

岩手県告示第 855 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 8 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 釜石遠野線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市栗林町第 1 地割 1 番 1 地先から 14 番 1 地先まで	新	m 71.0～10.0	m 247.0
	旧	10.0～8.0	247.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 8 月 18 日から同年 9 月 18 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 普代小屋瀬線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡普代村第 29 地割字芦渡 43 番 1 地先から 58 番 1 地先まで	新	m 22.4～12.5	m 250.6
	旧	21.3～8.0	250.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 8 月 18 日から同年 9 月 18 日まで

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 455 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町中里字林の下 138 番 15 地先内	新	m 28.8～16.2	m 34.8
	旧	23.0～10.2	34.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 8 月 18 日から同年 9 月 18 日まで